

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年7月13日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	大穂地区 第3区 (要 蓮沼)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	214.12 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	83.59 ha
② 田の面積	48.59 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	165.52 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	117.38 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。基盤整備されているが区画が小さく、大型機械での耕作がやりにくいという問題がある。新規就農者が従事しても経営の維持が難しい。初期の補助があっても数年後には、経営難になってしまう。新規就農者が入れる環境と土台を作る必要がある。つくば市在住以外の方が耕作している耕作地がほとんどで、その耕作者が農業をやらなくなった時には遊休農地化が懸念される。つくば市外から多くの外国人が大規模に耕作を開始し、ネギの大量生産による値崩れが発生していたり、誰が耕作しているかがわからず、農地の集積集約の交渉をする際に課題となっている。また、水稻において、配水設備の老朽化が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地区の主要農産物はキャベツ、白菜、ネギである。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進める。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換をし、意見の集積を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大及び農地集積を進める。また、農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	12.42	%	将来の目標とする集積率
			66 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
市、農業協同組合、普及センター等関係機関と連携し、目標地図に位置付ける者を中心に農地中間管理事業による集約化を進める。 地域内の農業を担う者12 経営体の現耕作面積:31. 36ha			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大及び農地集積を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組	
関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、地域内外から多様な経営体を募集する。耕作可能な農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
耕作できなくなった耕作地を農業協同組合の関連会社等に委託することを検討するが、草刈り等の委託はしていない。今後は、耕作する人がなくなった場合、どう管理していくかが問題。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①アライグマ等の被害が出ているので対策を地区内で検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	A	ネギ、キャベツ	6.09 ha	ha	ネギ、キャベツ	6.09 ha	ha	A	
認農	B	水稻、ネギ、ニンジン	1.66 ha	ha	水稻、ネギ、ニンジン	1.66 ha	ha	B	
認農	C	地被植物	3.06 ha	ha	地被植物	3.06 ha	ha	C	
認農	D	水稻、ネギ	4.31 ha	ha	水稻、ネギ	4.31 ha	ha	D	
認農	E	水稻、小麦、トウモロコシ	4.11 ha	ha	水稻、小麦、トウモロコシ	4.11 ha	ha	E	
利用者	F	水稻	3.05 ha	ha	水稻	3.05 ha	ha	F	
利用者	G	さつまいも、じゃがいも、ブロッコリー、ズッキーニ、えだまめ、スイートコーン、カブ、そら豆、ニンジン、玉ねぎ、にんにく、しょうが、レタス、すいか、かぼちゃ	1.24 ha	ha	さつまいも、じゃがいも、ブロッコリー、ズッキーニ、えだまめ、スイートコーン、カブ、そら豆、ニンジン、玉ねぎ、にんにく、しょうが、レタス、すいか、かぼちゃ、トマト、パプリカ	1.24 ha	ha	G	
利用者	H	水稻	0.48 ha	ha	水稻	0.48 ha	ha	H	
認農	I	キャベツ、白菜、トウモロコシ	2.24 ha	ha	キャベツ、白菜、トウモロコシ	2.24 ha	ha	I	
認農	J	水稻、ネギ、施設野菜	4.4 ha	ha	水稻、ネギ、施設野菜	4.4 ha	ha	J	
認農	K	水稻、キュウリ、トマト	0.33 ha	ha	水稻、キュウリ、トマト	0.33 ha	ha	K	
認農	L	レモン	0.39 ha	ha	レモン	0.39 ha	ha	L	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		31.36 ha	0 ha		31.36 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。